

文化財保存修復学会 災害対策調査部会設置要領

(設置)

第1条 文化財保存修復学会(以下「学会」という)が行う、地震・火災・水害等の災害に対する文化財の保存対策活動にあたり、本会に文化財保存修復学会災害対策調査部会(以下「部会」という)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、2名の委員をもって組織する。

2 委員は、学会の正会員の中から学会の理事会が推薦し、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、理事の任期に準ずるが、特に定めない。

(業務)

第3条 部会は、学会の理事長の指示を受けて次の各号に掲げる事項を実施する。

1) 文化財の災害対策についての調査研究と普及に関すること。

2) 災害発生の際における文化財の被害状況調査に関すること。

3) 被災もしくは被災する危険のある文化財に対する緊急的な救済活動に関すること。

2 部会は、緊急の事態においては、学会の理事長の指示を受けて目的を遂行するための活動を独自に行うことができる。また、その活動のための経費については、通常予算に計上された予算の範囲内で独自に支出することができる。

3 前項については、緊急事態が終結後直ちに理事会に報告するものとする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、理事会に諮って理事長が定める。

(付則)

この要領は、1995年6月4日より施行する。